

平成 22 年 11 月 15 日  
財団法人日本薬剤師研修センター

### 平成 23 年度以降の認定実務実習指導薬剤師養成事業について（要項）

平成 22 年度の標記事業については、平成 21 年 11 月 2 日付けをもって通知しておりますが、平成 23 年度以降については、以下のとおりと致します。

なお、更新の要件及び手続きについては、平成 25 年度を目途に検討し、追って通知致します。

#### 1. 新規認定について

##### (1) 認定要件

ワークショップ（以下「WS」）について、「薬学教育協議会が認める WS」とする場合は、平成 22 年度と同様とします。

##### (2) 認定申請

平成 23 年 6 月 1 日以降受け付けます。

##### (3) 必要書類

薬学教育協議会が認めたものであることが確認できる WS 修了証（写）を提出するほかは、平成 22 年度と同様とします。なお、平成 22 年度までの事業において当センターが発行した WS 修了証（写）も引き続き有効です。

#### 2. 認定対象となる WS 及び講習会の実施について

##### (1) WS

平成 23 年度以降は、薬学教育協議会の管理の下で実施されます。当センターは、薬学教育協議会が認めた WS を受講したことを確認したうえで、認定実務実習指導薬剤師の認定を行います。

##### (2) 講習会

平成 23 年度以降も、原則として平成 22 年度と同様とします。